

写

元消安第2268号

令和元年9月11日

都道府県知事 殿

農林水産省消費・安全局長

「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針に基づく発生予防及びまん延防止措置の実施に当たっての留意事項について」の一部改正について

家畜伝染病のうち特に総合的に発生の予防及びまん延の防止のための措置を講ずる必要があるものについては、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号。以下「法」という。）第3条の2第1項に基づき、特定家畜伝染病防疫指針を作成し、公表しているところです。

特定家畜伝染病防疫指針については、法に基づき、本日、「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」（平成27年9月9日農林水産大臣公表。以下「防疫指針」という。）が一部改正されたことに伴い、「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針に基づく発生予防及びまん延防止措置の実施に当たっての留意事項について」（平成27年9月9日付け27消安第3069号農林水産省消費・安全局長通知）を別添のとおり改正しましたのでお知らせします。

つきましては、このことについて御了知いただくとともに、管内市町村、関係機関及び関係団体に周知の上、地域一体となって、本病の発生予防及びまん延防止措置の迅速かつ円滑な実施に御尽力いただきますようお願いいたします。

(別添)

高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針に基づく発生予防及びまん延防止措置の実施に当たっての留意事項について
(令和元年9月11日付 元消安第2268号農林水産省消費・安全局長通知)

第1 感染リスクが比較的高い農場について

定点モニタリングの対象とする農場（家きんの飼養農場をいう。以下同じ。）については、以下の条件を考慮して選定する。

- ・ 渡り鳥が休息、繁殖することが知られている、又は、集まるような湿地、湖、池、河川等に近接している農場
- ・ 野鳥や他の野生動物が周辺で頻繁に確認される農場
- ・ あひる（あいがもを含む。）等の水きん類を使用している農場
- ・ 開放型の家きん舎で飼養している農場

第2 モニタリングの検査方法

モニタリングの検査については、別紙1により行う。

第3 定点モニタリング及び強化モニタリングにおける血清抗体検査

- 1 鶏を検査する場合には、迅速かつ効率的にエライザ法による検査を行い、エライザ法で陽性が確認された場合は、直ちに同一血清について、寒天ゲル内沈降反応による検査を行う。
- 2 エライザ法で陽性が確認された農場については、家畜防疫員が臨床的に異常がないかを確認（採材日と同日に結果が判明した場合には、電話連絡による異常の有無の確認で代替可能）する。この結果、
 - (1) 臨床的に高病原性鳥インフルエンザを疑う異状が確認された場合には、防疫指針第4の7に基づき、防疫指針第4の2から5までの措置を講じるとともに、防疫指針第5の1(1)の措置を講じる。
 - (2) 臨床的に高病原性鳥インフルエンザを疑う異状がないことが確認された場合には、当該農場で生産された鶏卵は、GPセンター等（液卵加工場を含む。以下同じ。）において洗浄・消毒した上で出荷を認める。
- 3 1によりエライザ法及び寒天ゲル内沈降反応を実施する場合、検査結果が判明するまでの間、採血対象の鶏と同一鶏舎で飼養されている鶏が出荷されないよう、出荷計画を考慮する。
- 4 2の(2)の場合にあつて、1により行う寒天ゲル内沈降反応による検査で陽性が確認された農場については、当該農場の鶏及び鶏卵の出荷（移動）を自粛するよう指導するとともに、家畜防疫員が直ちに当該農場に立ち入り、臨床的に異常がないかを確認し、防疫指針第4の5の手続きに従う。この際、
 - (1) 臨床的に高病原性鳥インフルエンザを疑う異状が確認された場合には、防疫指針第4の7に基づき、防疫指針第4の2から5までの措置を講じるとともに、防疫指針第5の1(1)の措置を講じる。
 - (2) 臨床的に高病原性鳥インフルエンザを疑う症状がないことが確認された場合には、

防疫指針第5の1(2)の措置を講じる。なお、当該農場で生産された鶏卵は、GPセンター等において洗浄・消毒した上で出荷を認める。

- 5 鶏以外の家きんを検査する場合には、寒天ゲル内沈降反応による検査を行う。この際、寒天ゲル内沈降反応による検査が終了するまで、採血対象の家きんと同一家きん舎で飼養されている家きんが出荷されないよう、出荷計画を考慮するとともに、当該検査で陽性が確認された農場については、4に準じる。

第4 強化モニタリングにおける抽出検査の検査対象農場の選定

飼養羽数100羽以上（だちょうにあっては、10羽以上）の農場を対象に、95%の信頼度で10%の感染を摘発することができる数の検査農場を、下表を参考に無作為で選定する。その際、サンプリングの偏りを排除するため、①農場を飼養規模別（※）にグループ分けし、②各グループの戸数に応じて按分した検査農場数を乱数表を用いて無作為に抽出する（階層別無作為抽出）。

（※）飼養規模は、次のとおりグループ分けする。

- I 100羽以上（だちょうにあっては、10羽以上）～1,000羽未満
- II 1,000羽以上～10,000羽未満
- III 10,000羽以上

母集団	標本数
1～15戸	全戸
16～20戸	16戸
21～40戸	21戸
41～100戸	25戸
101戸以上	30戸

第5 モニタリングで採材した個体について

モニタリングで採材した個体については、ケージに印を付すなどして、可能な限り、検査結果が判明するまでの間、どの個体（ケージ）から採取したのかが判別できるようにすることが望ましい。

第6 モニタリング結果の報告について

- 1 定点モニタリング及び強化モニタリング対象農場の概要等の報告は、様式1-1及び1-2により行う。
- 2 都道府県畜産主務課は、毎月20日までに前月のモニタリングの状況を、様式2により農林水産省消費・安全局動物衛生課（以下「動物衛生課」という。）宛て電子メールで報告する。
- 3 モニタリングにおいて、寒天ゲル内沈降反応又はウイルス分離検査が陽性となった場合には、直ちに動物衛生課に報告すること。

第7 野鳥等から低病原性鳥インフルエンザウイルスが確認された場合の対応について

低病原性鳥インフルエンザウイルスが野鳥等から確認された場合には、都道府県は確認地点を中心とした半径1km以内の区域にある全ての農場に対する注意喚起及び家きんに対する健康観察の徹底を指導する。

ただし、緊急の必要がある場合には、法第10条の規定に基づき消毒並びに通行制限及び遮断の措置を講じる。

第8 異常家きん等の届出を受けた際の報告

異常家きん等の届出を受けた場合には、様式3により動物衛生課に報告する。

第9 家畜防疫員が現地に携行する用具

- 1 農場立入用衣類：長靴、防疫衣類、手袋、シューズカバー、メディカルキャップ、防塵マスク等
- 2 臨床検査用器材：白布（消毒薬に浸し、その上に3の器材を置くために用いる。）、懐中電灯等
- 3 簡易検査用器材：簡易検査用検査キット等
- 4 病性鑑定材料採取用器材：採材用器具（解剖器具、綿棒、材料保存液、採血器具（採血針、採血管等）、アルコール綿、保温・保冷資材、クーラーボックス、病性鑑定材料輸送箱、カラスプレー、ビニールシート等
- 5 連絡及び記録用器材：携帯電話、事務用具、各種様式用紙、地図、防水デジタルカメラ、画像送受信機等
- 6 消毒用器材：バケツ、消毒薬、噴霧消毒器等
- 7 その他：ガムテープ、ビニールテープ、カッター、ハサミ、ビニール袋、着替え、食料品等

第10 都道府県が行う指導に関する事項

- 1 家きんの所有者から届出があった場合、次のとおり指導すること。
 - (1) 異常家きん以外の家きんを含む全ての家きんについて、当該農場からの移動を自粛すること。
 - (2) 農場の出入口を1か所に限り、農場及び防疫関係者以外の者の立入りをさせないこと。
 - (3) 農場外に物を搬出しないこと。家きんの所有者及び従業員等が外出する場合には、適切な消毒等を行うこと。
 - (4) 異常家きんの卵、排せつ物、敷料等は、他の家きんと接触することがないようにすること。
- 2 獣医師から届出があった場合、次のとおり指導すること
 - (1) 原則として、家畜防疫員の現地到着まで当該農場にとどまり、高病原性鳥インフルエンザウイルス及び低病原性鳥インフルエンザウイルスの拡散を防止するよう1の(1)から(4)までの助言及び指導をすること。
 - (2) 家畜防疫員の到着後、当該農場を出る際には、身体のほか、衣服、靴、眼鏡その他

の携行用具の消毒及び車両の消毒を行い、直ちに帰宅すること。

- (3) 帰宅後は、車両を十分に洗浄するとともに、入浴して身体を十分に洗うこと。
 - (4) 異常家きんが高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザでないと判明するまでの間は、農場に立ち入らないこと。
 - (5) 高病原性鳥インフルエンザ又は低病原性鳥インフルエンザと判明した場合には、異常家きんを診察し、又はその死体を検案した日から7日間は、家きん等の飼養施設（当該農場を除く。）に立ち入らないこと。
- 3 食鳥処理場から届出があった場合、次のとおり指導すること。また、高病原性鳥インフルエンザと判明した場合には、処理場入場者は、異常家きんが患畜又は疑似患畜と判定された日から7日間は家きんの飼養施設（当該農場及び処理場入場者が所有する農場を除く。）に立ち入らないよう指導すること。また、処理場入場者が所有する農場への立入りについても、可能な限り避けるよう指導すること。
- (1) 異常家きん及びこれと同一の農場から出荷された家きんのと殺を中止するとともに、必要に応じて当該食鳥処理場に入出入する関係者に情報提供すること。
 - (2) 畜産関係車両の入場を自粛すること。また、出場する畜産関係車両については、消毒を徹底するとともに、異常家きんが高病原性鳥インフルエンザの患畜又は疑似患畜でないと判定されるまでの間は、鳥類を飼養する施設に立ち入らないこと。
 - (3) 従業員等（異常家きんの届出時に食鳥処理場に入場していた全ての者をいう。以下同じ。）が場外に移動する場合には、身体及び車両に対し適切な消毒等を行うこと。
 - (4) 従業員等及び(1)の情報提供を受けた者のうち異常家きんの搬入日以降に当該食鳥処理場に入場したもの（以下「処理場入場者」という。）は、異常家きんが高病原性鳥インフルエンザの患畜及び疑似患畜でないと判定されるまでの間は、家きん等の飼養施設に立ち入らないこと。
 - (5) 異常家きんの所有者を直ちに特定し、十分な消毒を行った上で、直ちに帰宅するよう指導するとともに、1の(1)から(4)までの指導を行うこと。
 - (6) 異常家きんの出荷に使用された車両及び運転手を特定し、消毒を徹底するとともに、異常家きんが高病原性鳥インフルエンザの患畜又は疑似患畜でないと判定されるまでの間は、家きん等の飼養施設（家きん出荷農場及び運転手が所有する農場を除く。）に立ち入らないよう指導すること。また、運転手が所有する農場への立入りについても、可能な限り避けるよう指導すること。

第11 死亡の理由が高病原性鳥インフルエンザ以外の事情によることが明らかな場合について

次に例示する場合などについては、死亡の理由が高病原性鳥インフルエンザ以外の事情によることが明らかな場合として差し支えないものとする。ただし、都道府県は当該農場に対し、高病原性鳥インフルエンザ以外の事情によるものであることが明らかな場合であっても、翌日も平均死亡率の2倍以上の死亡又は5羽以上まとまった死亡を確認した場合は、家畜保健衛生所へ届け出るよう指導すること。

(例 1)

家きんの飼養羽数が少ない(概ね 100 羽未満)ため、過去 21 日間の平均死亡羽数が 0 羽であるにもかかわらず、1 羽が死亡したことにより、その日の死亡率が過去 21 日間の平均の 2 倍を超えてしまう場合であって、同居家きんにチアノーゼ等の高病原性鳥インフルエンザを疑う症状が認められない場合

(例 2)

ひな(21 日齢以下のものをいう。以下同じ。)の死亡により、同一の家きん舎内における 1 日の家きんの死亡率が過去 21 日間の平均の 2 倍以上になっている場合であって、当該家きん舎におけるひなの死亡羽数を当該死亡ひなの確認時において同一管理下にあるひなの群の飼養羽数で除して得られる死亡率が、当該家きん舎内における平均的なひなの死亡率(あらかじめ当該農場の所在する都道府県の家畜防疫員と協議して定めたものに限る。)の 2 倍未満であり、かつ、当該家きん舎内における 21 日齢を超える家きんの死亡率が、過去 21 日間の平均の 2 倍未満の場合

(例 3)

当該農場の所在する都道府県の家畜防疫員と協議して定めた誘導換羽期間中において当該誘導換羽の対象となっている家きん(以下「換羽家きん」という。)の死亡により、同一の家きん舎内における 1 日の家きんの死亡率が過去 21 日間の平均の 2 倍以上になっている場合であって、当該家きん舎における換羽家きんの死亡羽数を当該死亡家きんの確認時において同一管理下にある換羽家きんの群の飼養羽数で除して得られる死亡率が、当該家きん舎内における平均的な換羽家きんの死亡率(あらかじめ当該農場の所在する都道府県の家畜防疫員と協議して定めたものに限る。)の 2 倍未満であり、かつ、当該家きん舎内における換羽家きん以外の家きんの死亡率が、過去 21 日間の平均の 2 倍未満の場合

第 12 簡易検査の実施について

農場で簡易検査を実施する場合、死亡家きんの検査を優先して実施し、当該検査結果が陽性となった場合には、迅速な初動防疫対応のために、その後の生きた家きん等の検査を行う前に、直ちに都道府県畜産主務課に報告すること。

また、簡易検査の検体については、原則として、1 羽につき気管スワブ及びクロアカスワブのそれぞれを 1 検体として実施することとし、死亡家きんの気管スワブは、気管を切開し粘膜を直接こすりとり採材すること。なお、全長の半分は簡易検査に用い、残り半分は遺伝子検査及びウイルス分離検査用材料とすること。

第 13 動物衛生課への報告

防疫指針第 4 の 2 の (3) の報告については様式 4-1 により、第 4 の 3 の (2) の疫学情報の提出は様式 4-2 により行う。

第 14 陽性判定時に備えた準備に関する報告

陽性判定時に備えて講じた措置の内容については、それぞれの項目ごとに情報を整理し、速やかに動物衛生課に電子メールにより報告すること。特に、他機関との調整を要する、

国や他都道府県等からの人員や資材の支援に関する事項については、判明次第直ちに報告すること。

第 15 病性鑑定時の検査方法等

都道府県で実施する病性鑑定時の検査等については、別紙 1 により行う。

第 16 動物衛生研究部門へのウイルスの送付に関する事項

- 1 動物衛生研究部門へのウイルスの送付に当たっては、HA 価が 32 倍以上であることを確認する。送付すべき尿膜腔液の量は、動物衛生研究部門に確認すること。
- 2 動物衛生研究部門へ検査を依頼する際は様式 5 により行う。

第 17 簡易検査の結果に基づき疑似患畜と判定された場合の対応について

②のイの（ア）に基づき判定された疑似患畜が確認された農場と疫学的関連がある農場において、高病原性鳥インフルエンザウイルスの感染が疑われる症状を示す家きんが確認され、当該農場の飼養家きんの簡易検査で A 型インフルエンザウイルスの抗原が確認された場合、当該家きんは②のイの（ア）に基づき判定された疑似患畜とみなす。

第 18 患畜及び疑似患畜が飼養されている農場の飼養管理者が他の農場の飼養管理を行っている場合における協議

家畜防疫員が次の措置が全て講じられていることを確認した場合は、防疫指針第 5 の 2 の（1）の②のエ及び同（2）の②の力の家きんについて、動物衛生課と協議の上、疑似患畜から除外できる。

1 高病原性又は低病原性鳥インフルエンザ感染の否定

- （1）患畜又は疑似患畜の飼養管理に直接携わっていた従業員を除く飼養管理者（以下「飼養管理者」という。）が飼養管理を行った全ての農場（発生農場を除く。）における全家きん舎において、高病原性鳥インフルエンザ又は低病原性鳥インフルエンザを疑う症状が確認されていないこと。
- （2）1 日の家きんの死亡率が過去 21 日間の平均の 2 倍未満であること（留意事項 11 を含む）。
- （3）全ての家きんが、患畜又は疑似患畜と過去 7 日間接触していないこと。

2 飼養衛生管理基準の遵守の徹底

家畜防疫員が、発生時の立入検査の際に、飼養管理者が管理する全ての農場において、飼養衛生管理基準が厳格に遵守され、更に、発生予防措置を強化する事項として次について取り組まれていることが確認できる場合。

- （1）衛生管理区域が明確に設定されており、従業員を含む全ての農場来場者が記録され保存されていること
- （2）全家きん舎において、防鳥ネットの網目の隙間が 2 cm 以下又は同等の効果を有すると認められる設備が整備され、野鳥が家きん舎へ侵入しないための対策が徹底されていること

- (3) 定期的に農場内の点検を行い、農場敷地内にため池等の野鳥が飛来する可能性が高い場所に飛来防止のための対策がとられており、家きん舎の破損部や隙間及び排気管からねずみ等の野生動物が家きん舎へ侵入しないための対策が徹底されていること
- (4) 農場において使用される作業着、長靴等が当該農場専用であり、他農場へ持ち出されていないこと
- (5) 農場に入退場する畜産関係車両が消毒設備により消毒されていること

3 その他発生予防・まん延防止対策の実施

飼養管理者が管理する全ての農場において、病性判定日から遡って7日目から現在までに次の措置がとられていたことが、発生時の家畜防疫員の立入検査で確認できる場合。

- (1) 家きん舎又は衛生管理区域内への入場時にシャワーイン（農場間を移動する際に自宅等で入浴した場合を含む）が行われており、かつ、眼鏡等の身につけているものを消毒する等の措置がとられていること
- (2) 飼養管理等に関連する器材及び車両が専用で、定期的に洗浄・消毒されており、作業動線が他の農場と交わらないこと
- (3) 敷地内にGPセンター等又は食鳥処理施設が設置されている場合、車両消毒装置が整備され、敷地内へ入退場する車両の消毒が徹底されていること

第19 患畜及び疑似患畜が飼養されている農場の飼養管理者が他の農場の飼養管理を行っている場合に疑似患畜から除外した場合の対応

都道府県は、防疫指針第5の2の(1)の②のエ及び同(2)の②のカの家きんについて、動物衛生課と協議の上、疑似患畜から除外した場合、当該家きんを飼養する農場に対し、防疫指針第9の1の(1)の①に規定する移動制限区域内の農場と同様の扱いとする。

第20 都道府県対策本部

1 都道府県対策本部の設置

都道府県は、2に掲げる組織構成を考慮して都道府県対策本部を設置することとし、防疫措置の円滑な実施及び国や周辺都道府県との連絡調整を図ること。なお、必要に応じて、発生農場等における防疫措置を円滑に行うため、発生農場の近くの家畜保健衛生所等に現地対策本部を設置すること。

2 組織構成

都道府県知事を本部長とし、関係部局の協力を得た上で、本部長の下に次の各班の機能を有した組織構成とを設置し、防疫の円滑な推進を図ること。

- ・総務班：防疫指針に基づく具体的な防疫方針の策定、予算の編成及び執行、情勢分析、農林水産省、その他の関係機関との連絡調整（発生農場、現地対策本部及び畜産主務課の間等の連絡調整も含む）及び庁内連絡会議の開催を行う。
- ・情報班：発生状況及び防疫対応状況等の収集、広報資料の作成、広報連絡及び問合せの対応を行う。

- ・病性鑑定班：異常家きんの届出に対する立入調査、病性鑑定のための検体の採取、同検体の受入れ及び送付並びに病性鑑定を行う。
- ・防疫指導班：発生農場を調査し、防疫措置の企画及び指導に関し総務班に助言する。
- ・防疫支援班：焼却、埋却、消毒等防疫用の資材・機材の調達及び配布、防疫要員の動員並びに関連業務の調整を行う。
- ・防疫対応班：立入制限、殺処分、農場消毒等の防疫措置及び制限区域内農場等の検査等の対応を行う。
- ・評価班：発生農場及び周辺農場における手当金の交付のための家きんや物品等の評価等を行う。
- ・記録班：発症家きんの畜舎内等における位置（場所）及び羽数等の情報の記録、発症家きんの写真撮影並びに防疫作業の写真撮影等を行う。
- ・疫学調査班：まん延防止のため、発生農場における家きん、人、物及び車両の出入りに関する疫学情報を収集し、疫学関連家きん等の特定のための調査を実施する。
- ・原因究明班：感染経路究明のための必要な情報の収集及び整理並びに国の疫学調査チームと連携した現地調査を実施する。
- ・庶務班：所要経費の確保及び手当金等の支出に関する事務を行う。
- ・保健班：公衆衛生部局等（保健所設置市の場合は、当該市の部局も含める。）と連携の下、防疫措置従事者及び家きんの所有者の健康確認や保健上の問題（精神保健上の問題を含む。）に対応する。

第21 報道機関への公表

患畜又は疑似患畜と判定したときの報道機関への公表は、様式6により行うこと。

第22 報道機関への協力について

都道府県対策本部の情報班や記録班が中心となって、報道機関に対し、可能な限り、農場周辺及び内部防疫措置の様子を撮影した画像を提供すること等により、防疫指針第6の3の（6）の事項について協力を求めること。

第23 防疫措置に必要な人員の確保に関する事項

- 1 本病の発生が確認された時点で、速やかに防疫措置を開始することができるよう、都道府県は、あらかじめ必要な人員の所在を把握し、必要に応じて集合を命ずる。
- 2 防疫措置従事者の確保に当たっては、あらかじめ作業に従事させようとする者の家きんの飼養の有無を確認し、家きんを飼養している場合には、直接防疫業務に当たらせないようにする。
- 3 都道府県は、他の都道府県からの家畜防疫員の派遣要請を行う場合には、必要な人員、期間、作業内容等について、動物衛生課と協議する。動物衛生課は、各都道府県と調整し、具体的な派遣スケジュールを作成する。
- 4 都道府県は、自衛隊の派遣について農林水産省との協議が整った場合には、発生状況、派遣期間、活動区域、活動内容等について現地の自衛隊災害担当窓口と十分に調整

した上で、自衛隊法（昭和 29 年法律第 165 号）第 83 条第 1 項の規定に基づく災害派遣要請を行う。

第 24 発生農場における防疫措置の実施に関する事項

- 1 都道府県は、農場の建物の配置等を考慮して、テントの設営場所、資材置場等を決定するとともに、総括責任者、各作業ごとの責任者及び指揮命令系統を明確にすること。
- 2 家畜防疫員は、家きんの所有者に対し、高病原性鳥インフルエンザ又は低病原性鳥インフルエンザの概要、関係法令の内容、所有者の義務及び防疫方針を説明するとともに、家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）第 52 条の 3 の規定に基づき行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）による審査請求をすることができないことについて、遺漏なく説明する。
- 3 現地の総括責任者は、鳥種別のと殺予定羽数、と殺の方法、死体処理方法、消毒面積その他必要な事項について、あらかじめ都道府県対策本部に確認し、その指示を受けるとする。

第 25 防疫措置従事者に関する事項

防疫措置従事者が防疫措置を実施するに当たっては、次の事項に留意する。

- 1 入場時には、防疫服、長靴等を着用し、私物を持ち込まないこと。
- 2 退場時には、身体、衣服、靴及び眼鏡を消毒した後、入場時に着用した作業着等を脱ぎ、手洗い、洗顔及びうがいをを行うこと。また、場内で着用した作業着等は、消毒液に浸漬した後ビニール袋に入れ、外装を噴霧消毒した後持ち帰ること。
- 3 都道府県対策本部は、現地での着替えや靴の履き替えを円滑に行えるよう、農場の出入口に仮設テントを設置する等の配慮を行うこと。その際、作業の前後で作業者の動線が交差しないようにすること。
- 4 帰庁（宅）後、移動に利用した車両の消毒及び着用していた全ての衣服の洗濯を行うとともに、入浴して身体を十分に洗うこと。
- 5 防疫作業に従事した日から 7 日間は発生農場以外の鳥類に接触しないこと。ただし、発生農場での防疫措置実施時等のバイオセキュリティ措置が適切に実施されていることが確認される場合には、7 日間を 3 日間にまで短縮できることとする。
- 6 都道府県対策本部は、防疫措置前後に防疫作業者の健康状態を確認するなど、公衆衛生部局（保健所設置市の場合は、当該市の部局も含める。）と連携して、防疫措置従事者の心身の健康維持に努めること。

第 26 と殺指示書の交付

家畜防疫員が患畜又は疑似患畜の所有者に対して交付すると殺指示書は、様式 7 により作成すること。

第 27 死体を処理する場所までの家畜防疫員等の同行について

死体を処理する場所まで同行する者については、家畜防疫員その他、家畜防疫員の指示を受けた都道府県職員等でも可能とする。

第 28 患畜等の死体の発酵による消毒の方法（例）

防疫指針第 7 の 2 の（5）の発酵による消毒は、以下の基準に基づき病原体の拡散防止に万全を期しつつ実施する。

- 1 敷料等を 15～25cm の厚さ、4 m の幅、処理する鶏の羽数により適切な長さ（1,000 羽で 1 m を目安とする。）で敷く。
- 2 死体を周辺から 30cm 程度内側に、20cm から 25 cm の厚さに載せる。
- 3 死体の上に羽根が十分にぬれるまで水をかける。
- 4 死体を覆うように、おがくず、もみがら、敷料等を 15cm の厚さに載せる。
- 5 死体が数層に重なるまで、1 から 4 までの操作を同様に行う。
- 6 病原体に汚染されていないおがくず、わら等を 20cm の厚さに載せ、最上部に消石灰を散布する。屋外の場合には、防水性で通気性のある特殊ビニールシート等で覆う。
- 7 温度計を挿し、内部の温度を毎日チェックする（通常、1 週間以内に 57℃から 63℃になる。）。通常、7 日から 10 日後には、温度は 46℃から 52℃に低下するので、必要に応じて攪拌し、通気を良くする。
- 8 死体が表面に出ないように、新たに、病原体に汚染されていないおがくず又はわらを載せる。
- 9 攪拌して 3 週間から 4 週間で発酵による消毒は完了する。
- 10 攪拌しない場合には、少なくとも 3 か月間静置する。

第 29 24 時間以内のと殺の完了と 72 時間以内の焼埋却について

早期封じ込めのためには、患畜又は疑似患畜の迅速な殺処分とその死体の処理が重要であることから、24 時間及び 72 時間以内という一定の目安を示しており、当該目安については、防疫作業に特段の支障が生じない環境下の農場において、肉用鶏平飼いで 5～10 万羽の飼養規模を、採卵鶏ケージ飼いで 3～6 万羽の飼養規模を想定している。

様々な農場の飼養規模、家きん舎の構造、気象条件等の状況により要する時間は異なることを踏まえ、的確なまん延防止措置、防疫措置従事者の安全と健康状態等を十分に確保しつつ、現実に即した防疫措置の遂行に努めることが重要である。

なお、これらの状況下においても的確かつ迅速な防疫措置が講じられるよう、防疫演習の実施等を通じ、日頃から万全な体制の構築に努めること。

第 30 死体の処理の完了について

患畜又は疑似患畜の死体の処理については、以下の措置を講じた時点で、動物衛生課と協議の上、死体の処理が完了したとみなすことができる。

- 1 焼却のため死体を農場から移動させる際に密閉容器を用いる場合、農場内の全ての死体を密閉容器に入れ終えた時点
- 2 発酵による消毒を実施する場合、病原体の拡散防止に万全を期した発酵処理を開始するための封じ込め措置が完了した時点

第 31 汚染物品の処理について

汚染物品の処理については、以下の時点で、動物衛生課と協議の上、防疫指針第 7 の 3

の汚染物品の処理が完了したとみなす。

また、家畜防疫員等が農場内の飼料、排せつ物等に含まれる病原体の不活化に必要な処理が完了していることを確認するまでの間は、農場内の飼料、排せつ物等の移動を禁止する。ただし、家畜防疫員等の指示の下、輸送中の散逸防止の徹底等を図った上で、不活化に必要な処理のために農場外に移動する場合には、この限りでない。

- 1 焼却のため汚染物品を農場から移動させる際に密閉容器を用いる場合、農場内の全ての汚染物品を密閉容器に入れ終えた時点
- 2 発酵による消毒を実施する場合、病原体の拡散防止に万全を期した消毒を開始するための封じ込め措置が完了した時点

第 32 食鳥処理場における高病原性鳥インフルエンザ発生時の防疫措置について

食鳥処理場において異常家きんが高病原性鳥インフルエンザの患畜又は疑似患畜であると判定された場合、当該処理場において防疫指針第 7 の 1 から 4 に準じた防疫措置を講じることとする。

なお、防疫指針第 7 の 4 に準じる処理場における消毒については、原則として、家畜衛生部局は処理場内の生きた家きんが扱われる場所を、公衆衛生部局はそれ以外の処理施設内を中心とし、両部局が連携して実施し、家きん排せつ物や羽毛等が十分に除去されるよう洗浄をした上で、1 回以上の消毒をもって消毒の完了とすることができる。

第 33 家きんの評価額の算定方法

家きんの評価額の算定方法は、原則として別紙 2 により行う。

第 34 移動制限区域内での指導事項

家畜防疫員は、移動制限区域内において、防疫指針第 9 の 1 の (5) に定めるもののほか、次に掲げる者に対し、それぞれ次に定める事項について関係者への指導を行う。また、必要に応じ関係施設に立ち入り、その履行状況を監視する。

- 1 家きんの所有者
 - (1) 家きん舎等への関係者以外の者の出入りを自粛すること。
 - (2) 農場関係者等の入出場時の消毒を徹底すること。
 - (3) 家きん舎の出入口、家きん舎周辺及び家きん衛生管理区域外縁部については、消石灰等を用いて消毒すること。
 - (4) 家きん舎内については、高病原性鳥インフルエンザウイルス及び低病原性鳥インフルエンザウイルスに効果のある消毒薬を用いて消毒すること。
- 2 獣医師等の畜産関係者
 - (1) 携行する器具及び薬品は、最小限とすること。
 - (2) 農場への入出場時には、身体、器具、車両等の消毒を徹底すること。
 - (3) 消毒又は廃棄が容易な衣服、器具等を使用すること。
 - (4) 車両の農場の敷地内への乗入れを自粛すること。
 - (5) 移動経路を記録し、保存すること。

3 飼料輸送業者・集卵業者

- (1) 農場の入出場時には、身体、器具、車両等の消毒を徹底すること。
- (2) 感染リスクの低い運搬経路を選択すること。
- (3) 複数の農場を連続して配送又は集卵を行わないこと。
- (4) 配送経路を記録し、保存すること。

4 家きん取扱業者・廃鶏取扱業者

- (1) 農場の入出場時には、身体、器具、車両等の消毒を徹底すること。
- (2) 感染リスクの低い運搬経路を選択すること。
- (3) 複数の農場を連続して配送又は集荷を行わないこと。
- (4) 配送経路を記録し、保存すること。

5 死亡鳥取扱業者

- (1) 農場の入出場時には、身体、器具、車両等の消毒を徹底すること。
- (2) 感染リスクの低い運搬経路を選択すること。
- (3) 原則として、農場の出入口で受渡しを行うこと。
- (4) 配送経路を記録し、保存すること。

6 化製場、食肉加工施設等の畜産関係施設 車両の消毒を徹底すること。

第 35 家きんの食鳥処理場への出荷のための遺伝子検査の検体数

出荷する家きん舎ごとに5羽（高病原性鳥インフルエンザにあっては、うち3羽を死亡家きん（明らかに食害・外傷等により死亡したと認められるものを除く。また、死亡家きんがいない場合には、活力低下や脚弱等何らかの臨床症状を認めるものから選択する。同一家きん舎内に、明らかに健康な家きんしか認められない場合には、健康な家きんから採材する。）とする。）を対象に気管スワブ及びクロアカスワブを検体として採材する。

第 36 制限区域内の家きん卵（種卵を除く。）のGPセンター等を経由しない出荷について

制限区域内の家きん卵（種卵を除く。）のGPセンター等を経由しない直販所等での販売については、動物衛生課と協議の上、販売前に家きん卵を洗浄・消毒することにより、GPセンター等への出荷とみなすことができる。

第 37 家きん卵の出荷のための検査の検体数

- 1 気管スワブ及びクロアカスワブについては、家きん舎ごとに5羽（高病原性鳥インフルエンザにあっては、うち3羽を死亡家きん（明らかに食害・外傷等により死亡したと認められるものを除く。また、死亡家きんがいない場合には、活力低下や脚弱等何らかの臨床症状を認めるものから選択する。同一家きん舎内に、明らかに健康な家

きんしか認められない場合には、健康な家きんから採材する。)とする。)を対象に、遺伝子検査の検体として採材する。血液については、家きん舎ごとに生きた家きん5羽を対象に、血清抗体検査の検体として採材する。

- 2 本検査の結果のうち、血清抗体検査の結果は発生状況確認検査の結果とみなすことができる。

第38 ふ卵場からの初生ひな（ふ化後72時間以内のひなのことをいう。）の出荷のための簡易検査の検体数

- 1 死ごもり卵を中心に25検体を採材すること。
- 2 5検体を1プールとして、5プール検体の検査を実施すること。
- 3 採材に当たっては、異常卵の増加の有無等の臨床検査を確実に行うこと。

第39 制限の対象外となっていることを証明する書類

消毒ポイント等で提示することとなっている、制限の対象外となっている旨を証明する書類は、様式8により作成する。

第40 移動制限区域内の制限の対象となる業務

- ・食鳥処理場：新たな家きんの受入
- ・GPセンター：新たな食用卵の受入（ただし、家きん舎の集卵ベルトとラインが直結しているようなGPセンターにおける併設家きん舎からの受入については除く。この場合には、併設家きん舎において、防疫指針第9の5の（2）の検査で陰性が確認されるまでは、当該GPセンターからの食用卵の出荷を行わないこと。）
- ・液卵加工場：新たな食用卵の受入（農場からGPセンターを経由せず直接原卵を搬入している場合及びGPセンターにおいて洗卵・消毒の処理をせずに搬入している場合に限る。ただし、家畜防疫員が立入検査により、防疫指針第10の4の（2）に示す要件を満たし、遵守されていることが確認できる場合は、動物衛生課と協議の上、発生時に当該要件を満たしていることを再度確認した上で、制限の対象外とすることができる。なお、当該協議については様式11により行うとともに、毎年5月から9月末まで1回は立入検査により当該状況を確認すること。）
- ・ふ卵場：新たな種卵の受入（ふ卵業務は継続することができるが、ふ化した初生ひなの出荷は移動制限の対象。）

第41 車両消毒等に関する事項

都道府県は、車両消毒等の実施にあたっては、次に掲げる事項に留意する。

1 消毒ポイントによる消毒

（1）消毒ポイントの設置場所

消毒ポイントの設置場所の検討に当たっては、警察署長及び道路管理者と十分に協議するとともに、周辺の住環境、農業への影響等も十分に勘案するものとする。

(2) 消毒ポイントにおける消毒の方法

消毒ポイントにおける消毒の方法については、設置場所の特性も踏まえ、道路上への消毒槽・消毒マットの設置又は駐車場等への引き込み方式（動力噴霧器による消毒）により行う。また、防疫措置従事者は、車両を消毒ポイントに誘導する者と実際に消毒を実施する者を適切に配置する。

① 畜産関係車両

車両の消毒は、車体を腐食しにくい逆性石けん液、消石灰等を用いる。また、極力車体に付着した泥等を除去した後、動力噴霧器を用いて、車両のタイヤ周りを中心に、荷台や運転席の清拭も含めて車両全体を消毒する。その際、可動部を動かすことによって消毒の死角がないように留意する。また、運転手の手指の消毒及び鞋底消毒を徹底する。

② 一般車両

最低限、車両用踏込消毒槽や消毒マットを用いた消毒を実施する。その際、常に十分な消毒の効果が得られるよう、消毒薬を定期的に交換するものとする。

2 正確な情報提供・指導

発生県以外の都道府県は、適切な車両の消毒が行われているにもかかわらず、発生県の車両の出入りが制限されるようなことがないように、正確な情報提供・指導を行う。

第 42 疫学調査に関する事項

- 1 都道府県は、家きん、人、物及び車両の出入り、農場従業員の行動歴、農場への外部の者の訪問（当該訪問者の訪問前後の行動歴を含む。）その他高病原性鳥インフルエンザウイルス及び低病原性鳥インフルエンザウイルスを伝播する可能性のある事項について幅広く調査を行うこと。
- 2 このため、都道府県は、農場所所有者（又は管理者）、畜産関連業者その他の関係者に対し、疫学調査時に速やかに情報が提供されるよう、日ごろから、農場に出入りする人、車両及び物品に関する情報を整理するよう指導すること。
- 3 都道府県畜産主務課は、調査対象が他の都道府県にある場合には、動物衛生課に連絡の上、当該他の都道府県畜産主務課に連絡すること。連絡を受けた都道府県の畜産主務課は、発生都道府県と同様に、調査を行うこと。
- 4 農場等への立入検査及び報告徴求は、法第 51 条第 1 項及び第 52 条第 1 項の規定に基づき、実施すること。

第 43 疫学関連農場における移動制限について

疫学関連家きんの移動制限については、原則として患畜又は疑似患畜と接触後 14 日を経過した後に実施する検査の結果が陰性となった場合、動物衛生課と協議の上、解除することができる。疫学関連家きん以外の移動制限については、動物衛生課と協議の上、対象物及び制限期間を決める。

第 44 疫学関連家きんにおける簡易検査及び血清抗体検査の検体数

疫学関連家きんを対象とした簡易検査及び血清抗体検査における検体数については、当該家きんが飼養されている家きん舎ごとに5羽とする。

第 45 発生状況確認検査及び清浄性確認検査の方法

- 1 気管スワブ及びクロアカスワブについては、家きん舎ごとに5羽（高病原性鳥インフルエンザにあっては、うち3羽を死亡家きん（明らかに食害・外傷等により死亡したと認められるものを除く。また、死亡家きんがいない場合には、活力低下や脚弱等何らかの臨床症状を認めるものから選択する。同一家きん舎内に、明らかに健康な家きんしか認められない場合には、健康な家きんから採材する。）とする。）を対象に、ウイルス分離検査の検体として採材する。血液については、家きん舎ごとに生きた家きん5羽を対象に、血清抗体検査の検体として採材する。
- 2 都道府県は、1で採材した検体について、ウイルス分離検査及び血清抗体検査を行う。

第 46 ワクチン受領書及びワクチン使用報告書

ワクチンの受領は、様式9により行う。また、ワクチンの使用が終了した場合には、様式10により、動物衛生課に報告する。

第 47 ワクチンに関する事項

- 1 ワクチン及び注射関連資材の備蓄場所は、原則として、動物検疫所とし、農林水産省は、発生時に都道府県の施設等に移送する。
- 2 ワクチンの接種は、法第31条の規定に基づき実施し、原則として、接種地域の外側から発生農場側に向けて、迅速かつ計画的に実施する。
- 3 ワクチンを接種するに当たっては、定められた用法及び用量に従うものとする。注射事故があった場合には、動物衛生課に連絡し、その指示に従うものとする。
- 4 未開梱のワクチンについては、動物衛生課及び動物検疫所と調整し返還する。また、開梱又は使用期限切れのワクチンについては、焼却処分するなど適切に処理を行う。

第 48 家きんの再導入に関する事項

- 1 再導入予定農場の立入検査は、家畜防疫員が行う。
- 2 確認する内容は、次のとおりとする。
 - (1) 農場内の消毒を、と殺終了後1週間間隔で3回（防疫措置の完了時の消毒を含む。）以上実施していること。
 - (2) 農場内の飼料、家きん排せつ物等に含まれる病原体の不活化に必要な処理が完了していること。
- 3 家畜防疫員等は、当該農場に対し、初回の再導入の際は、念のため、家きん舎ごとの導入羽数を少数とし、その後は段階的な導入に努めるよう指導する。
- 4 家きんの再導入に当たっては、都道府県は、万一の発生に備え、迅速にと殺を行える体制を維持するとともに、家きんの所有者による埋却地の確保が十分でない場合に

は、あらかじめ市町村と協議を行い、地域ごとに十分な焼却施設又は埋却予定地を確保しておくものとする。

第49 モニター家きんの検査について

防疫指針第14の1の検査の結果が全て陰性であることを確認した後に、防疫指針第14の2の検査を以下のとおり実施する。

- 1 1家きん舎あたりモニター家きんを、原則として、30羽以上配置する。この際、家きん舎内での偏りが無いよう、動物衛生課と協議の上、配置する。
- 2 都道府県は、モニター家きんを導入した日から14日後に、全ての家きん舎に立ち入り、モニター家きんを対象とした臨床検査、ウイルス分離検査及び血清抗体検査を実施する。

なお、(2)の検査の結果が仮に陽性となったとしても、本病の発生として扱わない。検査の結果が陽性と判明した場合には、直ちに農場内のモニター家きんの全羽を殺処分し、農場内の洗浄、消毒を再び実施し、1の検査から再度実施する

第50 農場監視プログラムにおけるモニター家きん検査開始前の検査

都道府県は、最初のモニター家きんの検査が実施されるまでに、飼養家きんの臨床検査を実施するとともに、1家きん舎当たり30羽以上を対象にウイルス分離検査及び血清抗体検査を実施する。

第51 疫学調査に関する実施項目

本病の感染経路をあらゆる面から検証するため、以下を参考に、関係者からの聴き取り調査等を実施することにより疫学情報の収集を行う。なお、感染経路の究明のために行う検体の採取にあたっての検体の種類及び検体数は、農場ごとの飼養状況や発生状況に応じて、動物衛生課と協議して決定する。

1 調査対象

- (1) 発生農場
- (2) 発生農場と疫学関連のある畜産関係施設(種鶏場、ふ卵場、GPセンター等、食鳥処理場、農場、飼料工場、飼料販売先、農協等)
- (3) 発生農場周辺の水きん類の飛来している池等

2 調査事項

- (1) 河川、池、湖沼、ダム、山、湿地、道路、田畑、野鳥飛来地などの状況及び農場との位置関係
- (2) 気温、湿度、天候、風量・風向など
- (3) 飼料運搬車両、集卵車両、機器搬入車両などの車両や運搬物資の動き
- (4) 農場所有者(又は管理者)及び従業員、管理獣医師、薬品業者、農協職員、郵便局員、宅配業者、家族、知人等の動き(海外渡航歴、野鳥等との接触の有無を含む。)
- (5) 野鳥、ねずみ、いたち等の野生動物、はえ、ごきぶり等の衛生害虫の分布、侵入及び接触機会の有無
- (6) 家きん舎及び付帯施設の構造、野生動物の侵入対策、給餌方法、給水方法(給与

水の消毒を含む)、機器・設備の他農場との共有の有無など

3 ウイルス分離検査及び抗体保有状況調査

下記のことを、必要に応じて検査を実施する。なお、以下の検査で陽性となった場合については、直ちに動物衛生課に連絡すること。

- (1) 野鳥： 猟友会等の協力、捕獲器等により発生地周辺の野鳥を捕獲して採材する。
また、発生農場周辺で発見された死亡野鳥についても検査を実施する。
- (2) 野生動物： 捕獲器等により発生農場周辺のねずみ、いたち等を捕獲して採材する。
- (3) 豚： 発生地を中心とした半径5 km 周辺の豚飼養農場を抽出し、農場当たり10頭程度の検査を実施する。

第52 疫学調査チームが実施する現地調査について

原則として、全ての発生事例を対象として、患畜又は疑似患畜を確認後、可能な限り早期に、発生農場及びその周辺において、疫学調査に資する現地調査を実施する。

なお、調査チームのメンバーについては、可能な限り、疫学、ウイルス学、野生動物(野鳥を含む)の専門家を含め、発生農場が所在する都道府県の家畜防疫員、動物衛生課の職員を加えた構成とする。

1 家畜保健衛生所で行うモニタリング又は病性鑑定の検査方法

防疫指針第3の1及び2の都道府県において実施するモニタリングのウイルス分離検査及び血清抗体検査の方法並びに防疫指針第4の5の都道府県による家畜保健衛生所での検査の方法は、以下のとおりとする。

(1) 遺伝子検査

防疫指針に定められた検査対象家きん及びその他家畜防疫員が必要と認める家きんの気管スワブ及びクロアカスワブについて、動物衛生課が別途定める方法又は動物衛生課と協議の上、適当と認められた方法による検査を行う。当該検査の結果、陽性であった検体については、(2)の検査を行う。

(2) ウイルス分離検査

① 材料の採取

家きんから気管スワブ及びクロアカスワブを採取する。

② 材料の運搬及び処理

材料は抗生物質（ペニシリン（1,000単位/mL）、ストレプトマイシン（1000 μ g/mL）及びファンギゾン（25 μ g/mL））を添加した滅菌済のPBS（pH7.0～7.4）又は細胞培養液中に入れる。材料をよく懸濁した検体は密閉容器に入れた後に、容器の外側を消毒し、破損や水漏れがないように包装を厳重にして、冷蔵状態で家畜保健衛生所に運搬する。

家畜保健衛生所に到着後、検体を遠心分離処理（1,000G×5分間）し、汚染検体の場合は必要に応じて、その上清をポリビニリデンフロライド（PVDF）から成るポアサイズ0.45 μ mのフィルター（滅菌済ディスポーザブルシリレンジフィルター）を用いてろ過滅菌する。その後、室温に1～2時間静置後ウイルス分離に供する。

なお、排せつ物や臓器は上記組成の抗生物質添加液で10～20%（w/v）乳剤にし、遠心分離処理（1,000G×5分間）、上記手法によるろ過滅菌処理の後に、室温に1～2時間清置後、その上清をウイルス分離に供する。

③ 発育鶏卵への接種（ウイルス分離）

検体の上清を2個以上の9～11日齢発育鶏卵の尿膜腔内に0.2mL接種し、35～37℃で48時間ふ卵する。原則として24時間以内に鶏胚が死亡した場合は事故死とする。ふ卵24時間以降に鶏胚が死亡した場合はその時点で（少なくとも24時間及び36時間後に検卵すること）、48時間後に生残した場合は4℃に1夜冷却した後、尿膜腔液の赤血球凝集性（以下「HA」という。）についてマイクロプレート法による検査（以下「HA試験」という。）を行う。HA試験が陰性の場合にはさらに1回発育鶏卵への接種を行う。

④ 鳥パラミクソウイルスとの鑑別

接種発育鶏卵から採取した雑菌増殖のない尿膜腔液のHA試験が陽性であればA型インフルエンザウイルス又は鳥パラミクソウイルスによるものであると推定できる。HA試験が陽性の場合、鳥パラミクソウイルスであることを否定するため、9血清型が知られている鳥パラミクソウイルスのうち、1型のニューカッスル病ウイルスが広く分布していることから、まず、抗ニューカッスル病ウイルス血清を用い

て赤血球凝集抑制反応試験（以下「HI試験」という。）を行う。

この結果、ニューカッスル病ウイルスが否定された場合には、分離されたウイルス又は遺伝子増幅産物を冷蔵状態で動物衛生研究所に送付し、病性鑑定に供する。

(3) 血清抗体検査

鶏を検査する場合にあっては、②の方法（②の診断薬を入手できない場合その他やむを得ない事情により②の方法による検査を実施できない場合には、①の方法）で行い、鶏以外の家きんを検査する場合にあっては、①の方法で行う。

① すべてのA型インフルエンザウイルスは共通したヌクレオカプシド（NP）抗原とマトリックス（M）抗原を有していることから、これらの抗体が検出可能な寒天ゲル内沈降反応を行う。

ア 抗原作製

10日齢の発育鶏卵に指定のウイルスを接種し、漿尿膜を採取する。漿尿膜の乳剤を作製し、3回の凍結融解後、1,000Gで遠心し、上清を得る。遠心上清は0.1%のホルマリン又は1%のベータプロピオラクトンで不活化し、抗原とする。

イ 反応法

試験は8%（w/v）のNaClを含む0.1Mリン酸緩衝液（PBS、pH7.2）に1%（w/v）にアガロース又は精製寒天を加え溶解し、シャーレに2～3mm厚に流し込んだものを用いる。寒天に直径5mmの穴で2～5mm離れたパターンを作製し、中央の穴には抗原、周囲の穴には検査血清と指定の陽性血清を交互に0.05mLずつ入れ、48時間反応させる。その結果、検査血清の沈降線が陽性抗体の沈降線と連結した場合には、血清抗体検査陽性と判定する。沈降線が交差した場合には、非特異反応と判定する。

② 薬事法により動物用医薬品として承認された診断薬を用いてエライザ法による検査を行い、当該検査の結果、陽性であった場合には、引き続き①の検査を行う。その結果、陽性であった場合には、血清抗体検査陽性と判定する。

(4) モニタリング又は病性鑑定結果に関する記録

家畜保健衛生所は、モニタリング又は病性鑑定時に採材した材料、家きんの飼養形態等の情報及びモニタリング等の結果について、参考様式を用いて電子媒体にて記録する。

2 家畜保健衛生所から動物衛生研究所への材料送付

防疫指針第4の5の（2）並びに6の（1）及び（2）による家畜保健衛生所から動物衛生研究所への材料送付は、以下のとおり行うこととする。

(1) 材料の送付

家畜保健衛生所等における病性鑑定又はモニタリングの結果、A型インフルエンザウイルスを疑うウイルスが分離された場合、家畜保健衛生所は、分離されたウイルス又は遺伝子検体を別記の記載事項に留意しつつ動物衛生研究所に冷蔵状態で送付する。この場合には、「病性鑑定依頼書」（留意事項の様式5）及び「異常家きんの症状等に関する報告」（留意事項の様式4-1）を添付する。

(2) 連絡

- ① 家畜保健衛生所は、都道府県畜産主務課に対し、動物衛生研究所に材料を送付する旨を連絡するとともに、「異常家きんの症状等に関する報告」（留意事項の様式4-1）をファクシミリ又は電子メールにて送付する。
- ② 都道府県畜産主務課は、動物衛生課に対し動物衛生研究所に材料を送付する旨を連絡するとともに、「異常家きんの症状等に関する報告」（留意事項の様式4-1）をファクシミリ又は電子メールにて送付する。

3 動物衛生研究所で行う病性鑑定

防疫指針第5の1の（1）及び（2）の動物衛生研究所において実施するウイルス亜型特定検査及び病原性判定試験の方法は、以下のとおりとする。

（1）ウイルス亜型特定検査

分離ウイルスのHA及びNA亜型は、HA及びNA亜型の特異抗血清を用いたHI試験、ノイラミニダーゼ活性抑制試験（NI試験）、又は遺伝子解析により決定する。

（2）病原性判定試験

分離ウイルスの病原性判定試験は国際獣疫事務局（OIE）マニュアルに準拠した方法により行い、以下のア又はイに該当する場合、分離ウイルスを高病原性と判定する。

ア 滅菌PBSで10倍に希釈した感染尿膜腔0.2mLを4～8週齢の感受性鶏8羽に接種し、10日以内に6～8羽を死亡させた場合。

イ 分離されたウイルスがH5又はH7亜型であり、かつ、ヘマグルチニンの結合ペプチドのアミノ酸配列が他の高病原性鳥インフルエンザウイルスと類似している場合。

採取した検体の郵送に当たっての注意

内国郵便約款第9条第4項の規定に基づき、国連規格容器による適切な包装等を行い、送付すること。

なお、送付に当たっては、当該郵便物の送付方法を自所の配達を受け持つ集配郵便局（以下「受持郵便局」という。）に照会し、次のとおり措置の上、当該郵便局に差し出すこと。

1 送付の途中で航空機による輸送が行われない検体在中郵便物

次の様式の紙片に必要事項をすべて記入し、郵便物の表面の見やすいところに貼付すること。

品名：家きんの組織等「危険物」 [※]
差出人：
自治体名：
検査所名：
住所：
電話番号：
資格：家畜防疫員（獣医師）
氏名：

※朱記すること。

2 送付の途中で航空機による輸送が行われる検体在中郵便物（注1）

(1) 次の様式の紙片に必要事項をすべて記入し、郵便物の表面の見やすいところに貼付すること。

品名：家きんの組織等「危険物」 ^{※1}
国連番号：
差出人：
自治体名：
検査所名：
住所：
電話番号：
資格：家畜防疫員（獣医師）
氏名：
ドライアイス〇〇kg在中 ^{※2}

※1 朱記すること。

※2 ドライアイスを入れて送付する場合は朱記すること。

(2) 検体を格納する容器は「国連規格容器」とすること。

(3) 1容器当たりの内容量は、液体の場合は1,000mL未満、個体の場合は50gを限度とすること。

(4) 郵便物の表面の見やすいところに輸送許容物件表示ラベル（分類番号：6.2）を貼付すること。（注2）

(5) 国連規格容器の外側にドライアイスを入れダンボール等で包んだ場合は、郵便物の表面の見やすいところに輸送許容物件表示ラベル（分類番号：9）を貼付すること。（注3）

(6) 上記（5）の場合は、郵便物の引受時に、検体が国連規格容器に格納されているかどうかを確認するため、郵便局職員が外側のダンボール等の開示を求める場合があるので、これに応じること。

（注1）航空機による輸送が行われる場合、航空法（昭和27年法律第231号）第86条、航空法施行規則（昭和27年運輸省令第56号）第194条及び関係告示等による規制を受ける。

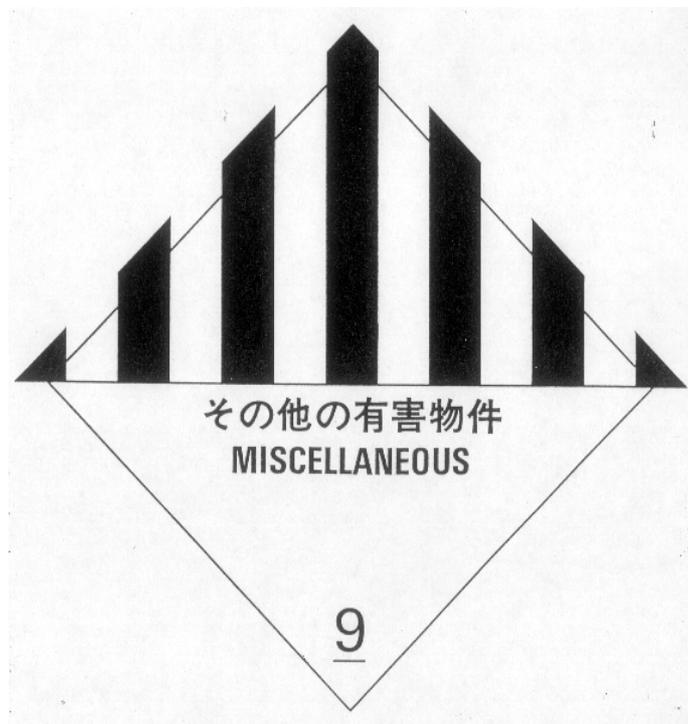
（注2、3）ラベルの様式は3のとおり。（受持郵便局に必要な分を請求願います。）

3 郵便物に表示するラベル様式

(1) 輸送許容物件表示ラベル (分類番号 : 6.2)



(2) 輸送許容物件表示ラベル (分類番号 : 9)



家きんの評価額の算出方法

1 肉用鶏

(1) 評価額の基本的な算定方法

素畜の導入価格 + 肥育経費 (1日当たりの生産費 × 飼養日数)

(2) 素畜の導入価格及び肥育経費の算定方法

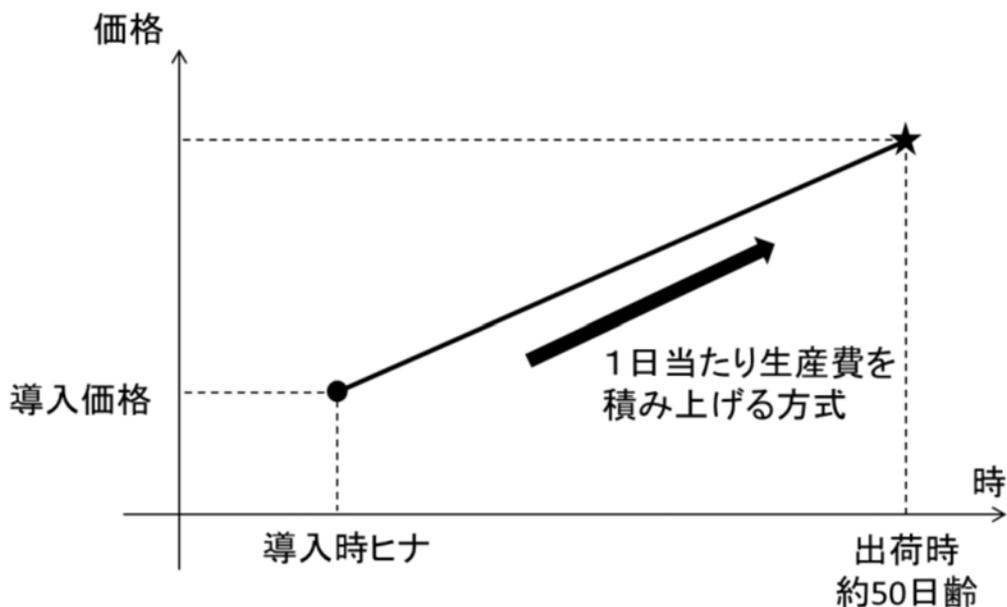
- ① 導入価格は、素畜の導入に要した費用とし、購入伝票等により確認する。
- ② 1日当たりの生産費は、帳簿により確認した飼料費、物材費 (水道・光熱費、医薬品費等)、設備消耗費及び人件費等を基に算定した当該農場における1日当たりの生産費とする。
- ③ 飼養日数は、素畜を導入した日から患畜又は疑似患畜と判定された日までの日数とする。

【例】肉用鶏 (ブロイラー) を出荷時 (50日齢) で評価

導入価格 (1日当たりの生産費 × 育成日数)

75円 (肉用鶏初生ひな平均購入価格) + 9円 (H22年度鳥フル発生時の1日当たりブロイラー生産費単価平均) × 50日 = 525円

肉用鶏
(ブロイラー)



2 採卵鶏

【産卵能力の最盛期まで】

(1) 評価額の基本的な算定方法

素畜の導入価格 + 育成経費（1日当たりの生産費×飼養日数）

(2) 素畜の導入価格及び育成経費の算定方法

- ① 導入価格は、素畜の導入に要した費用とし、購入伝票等により確認する。
- ② 1日当たりの生産費は、帳簿により確認した飼料費、物材費（水道・光熱費、医薬品費等）、設備消耗費及び人件費等を基に算定した当該農場における1日当たりの生産費とする。
- ③ 飼養日数は、素畜を導入した日から患畜又は疑似患畜と判定された日までの日数とする。

【産卵能力の最盛期から廃用時まで】

(1) 評価額の基本的な算定方法

産卵最盛期価格－（1日当たりの減損費×産卵最盛期からの飼養日数）

(2) 産卵最盛期価格及び1日当たりの減損費の算定方法

- ① 産卵最盛期価格は、次により算定する。

素畜の導入価格 + 産卵最盛期までの育成経費（1日当たりの生産費×飼養日数）

なお、産卵最盛期日齢は210日齢とし、品種等によりこれと大きく異なる場合には、当該品種の産卵最盛期の日齢を利用する。

- ② 1日当たりの減損費については、次により算定する。

（産卵最盛期価格－廃鶏出荷時平均価格）÷（廃鶏出荷平均日齢－産卵最盛期の日齢）

なお、廃鶏出荷時平均価格及び廃鶏出荷平均日齢は、当該農場の帳簿等により算定する。

【例】採卵鶏を採卵最盛期（約210日齢）で評価

導入価格（120日齢）

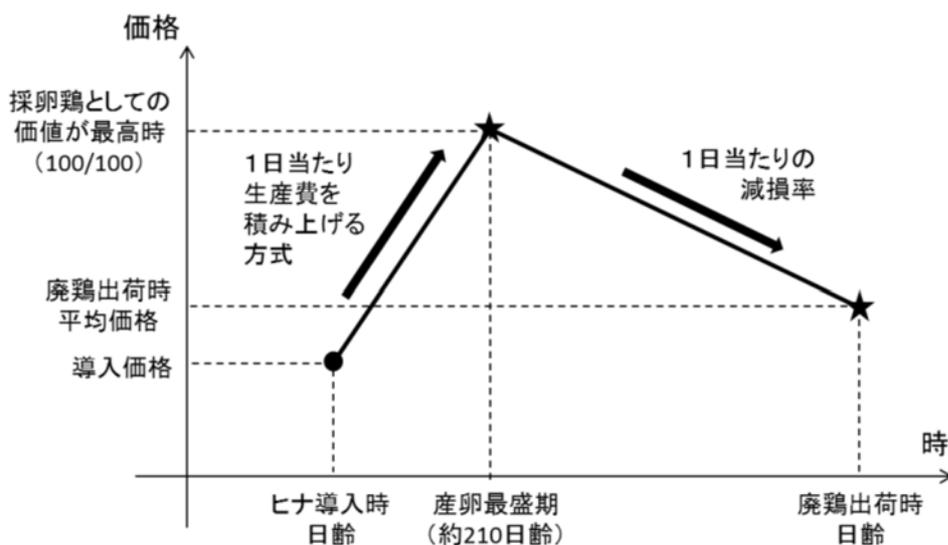
（1日当たりの生産費×育成日数）

933円（卵用鶏大ひな平均購入価格）＋6円（H22年度高病原性鳥インフルエンザ発生時の1日当たり採卵鶏生産費単価平均）

×（210日－120日）＝ 1,473円

採卵鶏

（レイヤー）



※ 本文中の生産費及び生産費に係る統計指標については、基本的に各都道府県各自が算定する直近年度のものとし、都道府県において算定できない場合等においては、農林水産省が公表する全国平均の数値を活用することとする。

異常家きん等の届出を受けた際の報告

〇〇県〇〇家畜保健衛生所

- 1 届出受理年月日時間： 年 月 日 時 分

- 2 届出者
氏 名： (職 業：)
住 所： (電話番号：)

- 3 異常家きん等の所在場所
住 所： (電話番号：)
農 場 名：
所有者氏名：
従業員数：

- 4 当該施設に関する情報
飼養家きんの用途：
肉用鶏 / 採卵鶏 / 種鶏 (肉用・採卵用) / その他 ()
飼養形態：
ケージ飼い / 平飼い / その他 ()
飼養総羽数：
() 羽
家きん舎数及びその構造：
総数：() 舎
(うちウインドレス () 舎、開放 () 舎、その他 () 舎)

- 5 届出事項
異状確認の日時、確認者：
異常家きんを確認した家きん舎 (飼養羽数とその構造 (複数舎ある場合は以下の項目をそれぞれ記入))：
異常家きんの羽数、週齢：
主な症状 (稟告)：
異常家きんの家きん舎内の分布状況：
既に実施済の検査の有無： 有 / 無
(「有」の場合その結果 (実施者、検査キット名、検体数、陽性数等)：)
過去21日間の平均死亡羽数と直近3日間程度の死亡羽数の推移 (農場全体、家きん舎別)：

6 既に講じた措置：

7 その他関連事項（疫学情報など）：

8 届出者への指示事項：

9 届出受理者氏名：

10 処置

(1) 通報（時刻）

所長：

都道府県畜産主務課：

(2) 現地調査

氏名：

出 発 時 刻：

異常家きんの症状等に関する報告

都道府県：
家畜保健衛生所：
担当：

1 現地調査（立入検査）
平成 年 月 日 時

※ 以下の2, 3については、様式3で報告した内容から変更がある場合のみ記載

2 異常家きん等の通報

届出日時：
届出者氏名：
届出者住所：
届出内容：

3 農場詳細

名称：
住所：
所有者：
従業員数：
飼養羽数：
用途：採卵用鶏、採卵用種鶏、肉用鶏、肉用種鶏、その他（ ）
羽数： 羽
家きん舎数：
構造：開放、ウインドレス、その他（ ）
飼育形態：ケージ飼い、平飼い、その他（ ）
（※飼養羽数は用途ごと、家きん舎ごとに報告する。）

4 病歴、病状、病変の概要（通報から到着までの死亡数の増加の有無、剖検所見、異常家きんの家きん舎内の分布等を含む）

5 検査所見（家畜防疫員により確認されたもの）

(1) 異常家きん

異常家きん	種類：	週齢：	羽数：（うち死亡羽数： 羽）
備考（管理失宜、誘導換羽の有無等）			

(2) 死亡羽数の推移（家きん舎ごと）

日							
家きん舎番号							
農場全体							

(3) 鳥インフルエンザ簡易検査の結果（検査材料）

異常家きん飼養農場に関する疫学情報等の報告

都道府県：
家畜保健衛生所：
担当：

1 疫学情報（判明次第追記すること。）

- (1) 飼養者が過去7日間に直接の飼養管理を行った他農場
- (2) 家きんの導入又は搬出（過去21日間）
- (3) 人・車両の出入り及び巡回範囲（過去21日間）
- (4) 家きん糞・堆肥の処理・搬出
- (5) 死亡家きんの処理・搬出
- (6) 種卵の搬出先（過去21日間）
- (7) その他

2 農場への指示事項

3 検査材料の採取（検体数）

気管スワブ、クロアカスワブ、血液、その他（ ）

4 その他参考となる情報

- (1) NDワクチン接種歴、NDワクチンの種類
- (2) 焼却場所、埋却地の確保状況
- (3) 周辺農場戸数、羽数（3 km、10 km）

5 今後の検査スケジュール

遺伝子検査（コンベンショナル及びリアルタイムPCR検査）結果判明予定日時：

血清抗体検査結果判明予定日時：

ウイルス分離検査結果判明予定日時：

6 備考

(様式5)

病 性 鑑 定 依 頼 書

平成 年 月 日

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構
動物衛生研究所長 殿

依頼機関代表者・氏名 (印)

下記のとおり病性鑑定を依頼いたします。

記

- 1 動物種 (品種、性別等を含む。)
- 2 鑑定材料 (種類及び数量を含む。)
- 3 鑑定目的
高病原性鳥インフルエンザ又は低病原性鳥インフルエンザの診断
- 4 発生状況
別添のとおり (様式4-1を添付)
- 5 連絡先
- 6 その他特記事項

(様式6)

プレスリリース

年 月 日
農 林 水 産 省
[○ ○ 県]

高病原性鳥インフルエンザ（低病原性鳥インフルエンザ）の
（疑似）患畜の確認について

- ・本日、家畜伝染病である「高病原性鳥インフルエンザ（低病原性鳥インフルエンザ）」の（疑似）患畜が○○県〔県内〕で確認されました。
- ・当該農場は、感染が疑われるとの報告があった時点から飼養家きんの移動を自粛しています。なお、我が国ではこれまで家きん肉、家きん卵を食べることにより、人に感染した例は報告されていません。
- ・現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれもあること、農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、厳に慎むよう御協力をお願いいたします。

1 農場の概要

所在地：○○県○○市○○

飼養状況：○○鶏（採卵鶏、肉用鶏、種鶏） 飼養羽数 ○○羽

2 経緯

- (1) ○○月○○日、○○から○○である旨、○○家畜保健衛生所に通報がありました。
- (2) 同日、○○家畜保健衛生所の家畜防疫員が現地調査を行うとともに、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究所に検体を送付しました。
- (3) 同研究所による○○検査及び○○検査で陽性となったことから、高病原性鳥インフルエンザ（低病原性鳥インフルエンザ）の（疑似）患畜と判定しました。

3 今後の対応

農林水産省は、本日の鳥インフルエンザ対策本部で決定したとおり、以下の対応方針に基づき、初動防疫を開始します。

- (1) 「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」(平成27年〇月〇日農林水産大臣公表)に基づき、当該農場の飼養家きんのと殺及び埋却、移動制限区域の設定等の必要な防疫措置を迅速かつ的確に実施。
- (2) 移動制限区域内の農場について、速やかに発生状況確認検査を実施。
- (3) 感染拡大防止のため、発生農場周辺の消毒を強化し、主要道に消毒ポイントを設置。
- (4) 食料・農業・農村政策審議会 家畜衛生部会 家きん疾病小委員会を開催し、防疫対策に必要な技術的助言を得る。
- (5) 感染状況、感染経路等を正確に把握し、的確な防疫方針の検討を行えるようにするため、農林水産省等の専門家を現地に派遣。
- (6) 殺処分・埋却等の防疫措置を支援するため、必要に応じ、動物検疫所、家畜改良センター等から「緊急支援チーム」を派遣。
- (7) 「疫学調査チーム」を派遣。
- (8) 全都道府県に対し、本病の早期発見及び早期通報の徹底を通知。
- (9) 関係府省と十分に連携を図りつつ、生産者、消費者、流通業者等への正確な情報の提供に努める。

4 その他

- (1) 我が国ではこれまで家きん肉、家きん卵を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスが人に感染した事例は報告されていません。
- (2) 現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれがあること、農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、厳に慎むよう御協力をお願いいたします。
- (3) 今後とも、迅速で正確な情報提供に努めますので、生産者等の関係者が根拠のない噂などにより混乱することがないように、御協力をお願いします。

お問合せ先

所属：〇〇

担当：〇〇

TEL：〇〇

FAX：〇〇

と 殺 指 示 書

番 号
年 月 日

〇〇 殿

〇〇家畜保健衛生所
家畜防疫員〇〇 印

あなたが所有する（管理する）次の家きんは、高病原性鳥インフルエンザ（低病原性鳥インフルエンザ）の患畜（疑似患畜）と判定されたので、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第16条第1項の規定に基づき、下記によりと殺することを指示する。

家きんの所在する場所

家きんの種類及び羽数

記

- 1 と殺を行う場所
- 2 と 殺 の 方 法
- 3 そ の 他

(備 考)

- 1 この指示については、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）により審査請求をすることはできません。
- 2 この指示に違反した場合には、3年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられます。
- 3 この指示によりと殺された家きんについては、家畜伝染病予防法第58条第1項及び第2項の規定により手当金及び特別手当金が交付されます。

ただし、本病の発生を予防し、又はまん延を防止するために必要な措置を講じなかったと認められる者等に対しては、手当金若しくは特別手当金の全部若しくは一部を交付せず、又は交付した手当金若しくは特別手当金の全部若しくは一部を返還させることがあります。

移動制限除外証明書

番 号
年 月 日

〇〇 殿

〇〇家畜保健衛生所
家畜防疫員〇〇 印

あなたが所有する（管理する）次の家きん等については、次の高病原性鳥インフルエンザ（低病原性鳥インフルエンザ）の発生に伴う、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第32条第1項に規定された禁止又は制限の対象外であることを証明する。

発生に係る情報：平成〇年〇月〇日に〇〇県〇〇市で発生が確認された高病原性（低病原性）鳥インフルエンザ

記

1. 禁止又は制限の対象外となる家きん等： 初生ひな / 飼料 / 敷料 / 排せつ物
その他（ ）
2. 家きん等が所在する場所の名称及び住所（移動元）：
3. 家きん等が移動する場所の名称及び住所（移動先）：

（留意事項）

対象家きん等を移動させる際には、以下のことを遵守すること。

- ① この証明書を必ず携行し、消毒ポイント等において提示する。
- ② 運搬には密閉車両（初生ひな以外は密閉容器等による代替可）を用いる。
- ③ 可能な限り、他の農場付近の通行を避け、かつ、他の畜産関係者が利用しないようなルートを設定する。
- ④ 積込み前後に車両表面全体を消毒する。
- ⑤ 消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒する。
- ⑥ 運搬後は車両及び資材を直ちに消毒する。
- ⑦ 移動経過を記録する。

(様式9)

受 領 書

年 月 日

分任物品監理官 殿

都道府県知事 氏 名 (印)

年 月 日付け農林水産省指令 消安第 号の鳥インフルエンザ予防液及び譲与
指令書に基づき、下記の物品を正に受領いたしました。

記

品 名 鳥インフルエンザ予防液

数 量 型 (ロット番号) 本 (ドース)

鳥インフルエンザ予防液使用報告書

年 月 日

農林水産省消費・安全局長 殿

都道府県知事 氏 名 (印)

年 月 日に譲与を受けた鳥インフルエンザ予防液の使用について、下記のとおり報告いたします。

記

1 受領数量 型 (ロット番号)
本 (ドース)

2 使用数量 型 (ロット番号)
本 (ドース)

3 残数量 型 (ロット番号)
本 (ドース)

うち処分数量 型 (ロット番号)
本 (ドース)
処分理由：

4 返還数量 型 (ロット番号)
本 (ドース)

5 注射実施状況

実施市町村名	実施時期	注射羽数		備考 (注射反応等)
		家きんの種類	羽数	
	月 日 ～ 月 日	肉用鶏 採卵鶏 種鶏		
~~~~~				
県計	月 日 ～ 月 日	肉用鶏 採卵鶏 種鶏		

※ 家畜保健衛生所において、農場の名称又は所在地、使用者、接種家畜リスト等について記載した個票を備えておくこと。  
 ※ 鳥インフルエンザ予防液を処分する際には、その型、本数が分かる写真を撮り、本報告書に添付すること。

事務連絡  
年 月 日

農林水産省消費・安全局動物衛生課  
家畜防疫対策室長 殿

都道府県〇〇部〇〇課〇〇

高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザの発生に伴う家きん  
集合施設の開催等の制限の対象外について（協議）

このことについて、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針（以下「防疫指針」という。）第10の4の（2）の要件を確認し、移動制限区域内の液卵加工場を事前に対象外措置とすることについて、下記の通り協議します。

#### 記

#### 1 対象施設

住 所：  
施設名：

#### 2 協議内容

高病原性鳥インフルエンザ又は低病原性鳥インフルエンザの発生に伴い設定される移動制限区域内に対象施設が入った場合、防疫指針第10の1に示す「家きん集合施設の開催等の制限」の対象外とする。

#### 3 対象外とする為の措置

- （1）防疫指針第10の4の（2）に示す GP センター等の再開の要件及び再開後の遵守事項について、同等以上の措置が講じられていることを事前調査[※]し、ウイルス拡散の可能性がないことを確認する。
- （2）当該施設が実際に移動制限区域に位置した場合は、再度電話連絡等により、原卵の受入及び消毒対応状況等について確認する。

#### 4 添付資料

GP センター等の再開の要件及び再開後の遵守状況の確認資料

※毎年5月から9月末まで1回は立入検査により当該状況を確認すること。

## 高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザモニタリング実施成績

都道府県名  
平成 年 月分

検体 番号	検体	採取年月日	採取地 (市、郡)	週齢	性別	用途	家さん 舎構造	飼養形態	AGP抗体 検査	HAウイルス 分離	ND-HI 試験	備考
(記入例) A-001	血清	2003/10/10	〇〇市	10	雌	採卵用鶏	解放	ケージ	+			
合計												

## 記入例

用途別：採卵用鶏、採卵用種鶏、肉用鶏、肉用種鶏、その他（具体的に記入）

家さん舎構造：解放、無窓、その他（具体的に記入）

飼養形態：ケージ、平飼い、その他（具体的に記入）

AGP抗体検査：+、-

ウイルス分離：+、-

※野鳥に関するモニタリング実施成績については、用途欄に野鳥の種類を記入する。

定点モニタリングにおける選定農場の概要

都道府県名：                    

番号	農場名	飼養者名	農場住所	飼養鳥種	飼養羽数	鶏舎数	用途	農場選定理由
(記載例)			〇〇市〇〇町				採卵用鶏	開放型の飼養をしている。
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
16								
17								
18								
19								
20								
21								
22								
23								
24								
25								
26								
27								

(備考)

1 用途欄には、採卵用鶏、採卵用種鶏、肉用鶏、肉用鶏種鶏又はその他(具体的に記載すること)の別を記載すること。



高病原性鳥インフルエンザ(低病原性鳥インフルエンザ)に係るモニタリング 都道府県名: _____ ( _____ 年 _____ 月分)

家さんの種類	採卵鶏		肉用鶏		あひる		うずら		きじ		だちょう		ほろほろ鳥		七面鳥		計	
	戸数	羽数	戸数	羽数	戸数	羽数	戸数	羽数	戸数	羽数	戸数	羽数	戸数	羽数	戸数	羽数	戸数	羽数
<b>1 定点モニタリング</b>																		
(1)検査実戸数、実羽数(当月分)																		
①ウイルス分離検体数(当月分)																		
(内訳)																		
気管																		
クロアカ																		
②抗体検査検体数(当月分)																		
(2)検査延べ数(10月以降累計)																		
(3)検査実戸数(10月以降)		X		X		X		X		X		X		X		X		X
<b>2 強化モニタリング</b>																		
(1)抗体検査数(当月分)																		
(内訳)																		
I																		
II																		
III																		
(2)検査延べ数(10月以降累計)																		
(内訳)																		
I																		
II																		
III																		

(備考)

- 検査実戸数とは、毎年10月分以降、当月分までに検査を行った重複しない戸数をいう。
- 強化モニタリングにおける内訳は、農場の飼養規模に応じてⅠ～Ⅲに分類すること。  
Ⅰ: 100羽以上～1,000羽未満  
Ⅱ: 1,000羽以上～10,000羽未満  
Ⅲ: 10,000羽以上

※3 毎月の検査実施分を、翌月20日までに報告すること。